

## 別添

規則等の名称	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
根拠法令	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
趣旨	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を改正したことから、同一の徳島県公安委員会規則も改正を行った。
概要	<p>国家公安委員会の所管する法令に基づき徳島県公安委員会が当事者として行っていた手続については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(以下、デジタル手続法施行規則。)の適用を受けず、徳島県公安委員会規則の適用を受けることとされていたが、「警察行政オンライン化システム」が全国で統一的なプラットフォームのもと運用開始となったことに伴い、デジタル手続法施行規則の改正が行われた。</p> <p>これにより、国家公安委員会の所管する法令に基づき徳島県公安委員会が当事者として行っていた手続については、デジタル手続法施行規則の適用を受けるよう修正を行った。また、電子署名の定義が明確化されるよう修正を行った。</p>
施行日	令和8年5月21日
県民意見等を募集しなかった理由	「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の改正の際に警察庁がパブリックコメント(令和8年3月13日～令和8年4月11日)を実施しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地はなく、募集を行う意味がないため。
その他参考事項	